

## 認定臨床医の認定に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、認定臨床医の認定に関する内規（以下、内規という。）に基づき、認定臨床医の認定に関する手続き及び試験方法について定めるものである。
- 2 認定臨床医の認定
  - (1) 認定臨床医の認定審査は年1回実施する。
  - (2) 認定申請のための要項（申請書および関係の用紙等の請求方法と請求期間および申請受付期間等）については会誌に公示する。
  - (3) 認定の手順は次のとおりとする。
    - 1) 認定委員会の決定
    - 2) 理事会もしくは業務執行理事会の承認
    - 3) 該当者への通知
    - 4) 登録料の納付の確認
    - 5) 登録
    - 6) 認定証の交付
- 3 認定の取消
  - (1) 認定臨床医制度に関する規則第6条にもとづく認定の条件に欠ける理由とは次のとおりとする。
    - 1) 医師の資格または会員の資格を失ったとき
    - 2) 認定に関して不正行為の判明したとき
    - 3) 認定臨床医生涯教育に関する内規第2条の条件を満たさなかったとき
    - 4) 本人が資格を辞退したとき
  - (2) 認定取消の手順は次のとおりとする。
    - 1) 認定委員会における取消の決定
    - 2) 本人への通知と、3月以上の期間において不服の申し立てがないことを確認
    - 3) 理事会の承認
    - 4) 理事長名による本人への通知
- 4 内規第2条(1)、(2)及び(3)の判定は次のとおりとする。
  - (1) 医師免許取得後5年以上および学会加入後3年以上、という場合の年月の算定は、その状況の生じた月の当初から認定試験実施日の前月末日までに5年および3年以上経過していることを示す。
  - (2) 以下のいずれか、という解釈は、①もしくは②のどちらか一方だけ満たせばよい、という意味である。
    - ① 1年以上の研修という場合の年月の算定は、その状況の生じた月の当初から認定試験実施日の前月末日までに1年以上経過していることを示す。
    - ② 別に定める指定の教育研修会とは、別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位で定める(2) a～d（但し(2) -c) 関連研修会については必須とする）を指し、これを100単位取得することをもって受講と認定する。また、特定の領域に限らず、種々の領域を受講すること。申請者の受講証明については、「リハビリテーション科専門医研修手帳」35ページ以降に参加証の半券を貼付し研修手帳コピーを提出、もしくは各種研修会の修了証コピ

一を添付することにより確認する。(受講に関する年間のしぼりは定めない)  
また、指導責任者の推薦書とは、別紙に定める様式の通りとする。

(3) 10症例の臨床経過の記載には、既定の用紙を用いる。

5 内規第3条の試験の方法は、次のとおりとする。

(1) 方法はペーパーテストとする。

(2) 方式は五者択一方式とする。

(3) 試験問題の数は100題とする。

6 本申し合わせの改廃は、理事会の承認を必要とする。

## 附 則

本申し合わせは、

1 平成6年12月末日迄は、旧制度(昭和62年6月27日施行)の経過措置を併用する。但し平成2年3月末日迄の入会者に適用され得る。

2 平成4年4月1日からの生涯教育実施に際して、平成4年3月31日迄に取得した単位は加算する。

平成11年5月8日より施行する

平成14年4月1日より施行する。

平成19年4月1日より施行する。

平成30年1月27日より施行する。